

令和4年度分 市民税・府民税 の申告について

◆申告書を提出する必要がない方

1 税務署へ所得税の確定申告をした方

ただし、上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択される方で、左面4の※に該当しない方は、納税通知書が送達される日までに、市民税・府民税申告書の提出が必要です。

2 給与収入のみの方で、勤務先や給与支払者から吹田市に給与支払報告書が提出されている方

提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等の収入のみの方で、次のいずれかに該当する場合

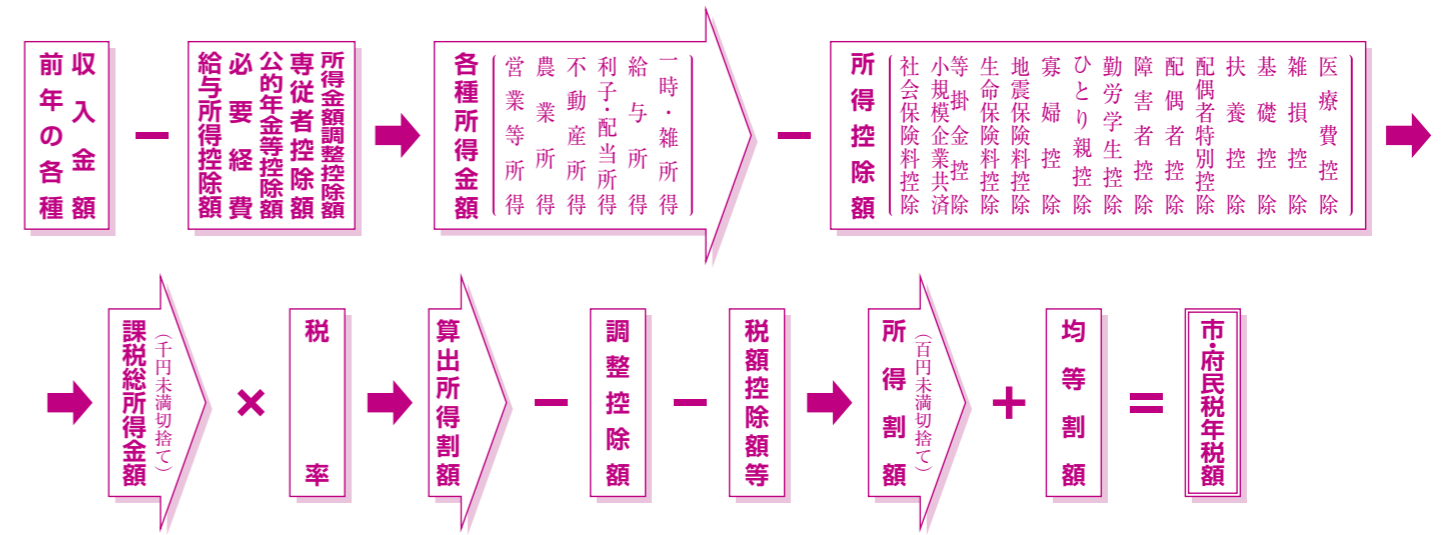
- (1)65歳未満（昭和32年1月2日以降生まれ）の方で、公的年金等の収入金額の合計が105万円以下の場合（非課税になる場合）
- (2)65歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）の方で、公的年金等の収入金額の合計が155万円以下の場合（非課税になる場合）
- (3)公的年金等の源泉徴収票の内容に追加する控除がない場合

4 収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方

国民健康保険に加入していて保険料の算定が必要な場合は、市民税・府民税申告書の提出が必要です。

【市民税・府民税の計算方法(総合課税)】

市民税・府民税の税額の計算方法を図に表すと次のようになります。(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。



【所得金額】

| 種類 | 内容 | 所得金額の計算方法 | |
|-------------|--|--|--|
| 事業 | 営業等 | 卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業などの営業から生ずる所得や、医師・弁護士等、外交員、作家、俳優、大工、その他自由業などの個人の事業から生ずる所得 収入金額－必要経費* | |
| | 農業 | 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得 | |
| 不動産 | 土地や建物などの不動産、借地権などの権利から生ずる所得 | 収入金額－必要経費* | |
| 利子(総合課税) | 国外で支払われる預金等の利子などの所得 | 収入金額－必要経費* | |
| 配当(総合課税) | 法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※一般株式の配当、上場株式等の大口株主分は申告が必要です。 | 収入金額－株式等の取得に要した負債の利子 | |
| 給与 | 給料、賃金、賞与などの所得 | 収入金額－給与所得控除額 ※給与所得金額計算表(裏面左上)により算出 | |
| 雑 | 公的年金等 | 国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給、外国年金などの所得 ※遺族年金、障害年金は除く。 | 次の(1)と(2)と(3)の合計額 (1)公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ※公的年金等に係る雑所得金額計算表(裏面左上)により算出 (2)業務に係る雑所得の収入金額－必要経費* (3)その他の雑所得の収入金額－必要経費* |
| | 業務に係る雑所得 | 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食品の配達などの副収入による所得 | |
| | その他の雑所得 | 生命保険等の保険契約に基づく年金(個人年金)など、他の所得に当てはまらない所得 | |
| 総合譲渡(短期・長期) | 自動車、機械器具、ゴルフ会員権や金地金などの譲渡により生ずる所得 ※土地建物等及び株式の譲渡は除く。 ※短期譲渡・・・取得後5年以内の譲渡 ※長期譲渡・・・取得後5年超の譲渡 | 収入金額－資産の取得費用*－譲渡費用*－特別控除額 | |
| 一時 | 生命保険等保険契約に基づく一時金や満期返戻金等、懸賞の当選品、競馬等の払戻金などの所得 | 収入金額－必要経費*－特別控除額 | |

*必要経費等について

収入を得るために支出した費用で、生活費や所得税・住民税等は除きます。原則、収支内訳書等の経費内訳書の添付が必要です。

平素は、本市税務行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
市民税・府民税申告書を提出していただく時期となりましたので、申告書類をお送りします。
1月1日現在、吹田市に居住していた方のうち、一定の要件に該当する場合は、原則として3月15日までに、前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書を提出していただく必要があります。
なお、本市では今年度より、少しでもかんたんに申告書を作成していただけるよう市民税・府民税申告書作成システムを導入しましたので、ぜひご利用ください。詳しくはホームページをご覧ください。

◆申告書を提出する必要がある方

1 事業・不動産・配当による収入、その他の収入があった方

＜収入の例＞ ※各種収入についての詳細は右面下段【所得金額】をご覧ください。

- (1)個人事業による収入、外交員等の報酬、講演料や原稿料
 - (2)一般株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税の源泉徴収率が20.42%のもの)、所得税では申告不要である少額の配当
 - (3)生命保険等の保険契約に基づく年金(個人年金)、一時金や満期返戻金
- 注：給与又は公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の場合でも、市民税・府民税の申告は必要です。

2 会社等にお勤めで給与収入があった方で、次のいずれかに該当する場合

- (1)給与収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
- (2)医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受ける場合
※所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。
- (3)勤務先や給与支払者から、吹田市に給与支払報告書が提出されていない場合
※提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

- (1)公的年金等収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※公的年金等以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
 - (2)医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合
 - (3)公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合(配偶者控除や扶養控除、障害者控除の追加など)
- 注：公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得(給与や個人年金など)の合計額が20万円以下の場合、税務署への確定申告は不要です。ただし、所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。

4 上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択される方

制度の利用には納税通知書が送達される日までに、市民税・府民税申告書の提出が必要です。
※ただし、確定申告をした上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、その全てを申告不要とする場合で、かつ確定申告書Aの第2表において「特定配当等の全部の申告不要」または、確定申告書Bの第2表において「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択された方は、市民税・府民税申告書の提出は原則不要です。
制度の詳細や市民税・府民税申告書の書き方等については、市民税課へご相談ください。

5 公営住宅や福祉・教育関係の制度などにおいて所得証明書等の提出が必要な方

申告期間は2月16日(水)から3月15日(火)まで

申告書の記入などについて、ご不明な点がございましたらお問合せください。
申告書の郵送提出にご協力をお願いします。

吹田市 税務部市民税課 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1231 (代表) FAX 06-6368-7344
06-6384-1248 (直通)